

東北建築賞業績賞選考方法内規

平成 13 年 2 月 24 日制定

第 1 条（目的） この内規は東北建築賞業績賞の選考方法に関する事項を定める。

第 2 条（業績賞の第 1 次審査） 第 1 次審査は当該年度最初の東北建築賞業績賞選考委員会（以下選考委員会）において行う。

2 第 1 次審査では、業績賞の検討にあたるかを審査し、必要な場合は聞き取り調査あるいは現地審査を行う。

第 3 条（業績賞の第 2 次審査） 第 2 次審査は第 2 回選考委員会において行い、これをもって最終選考とし、5 点以内を業績賞とする。

2 各委員の個人の意見をもとに委員長は講評をとりまとめこれを講評する。

第 4 条（審査における投票方法の変更） 東北建築賞候補募集要項の内容及び作品の応募状況に応じて、最優の選考を行うため、選考方法については、選考委員会の討議に基づき委員長がきめる。

附 選考委員会委員は、委嘱された時点で所属する部会及び建築関連団体に対し、業績賞推薦の依頼に努めるものとする。